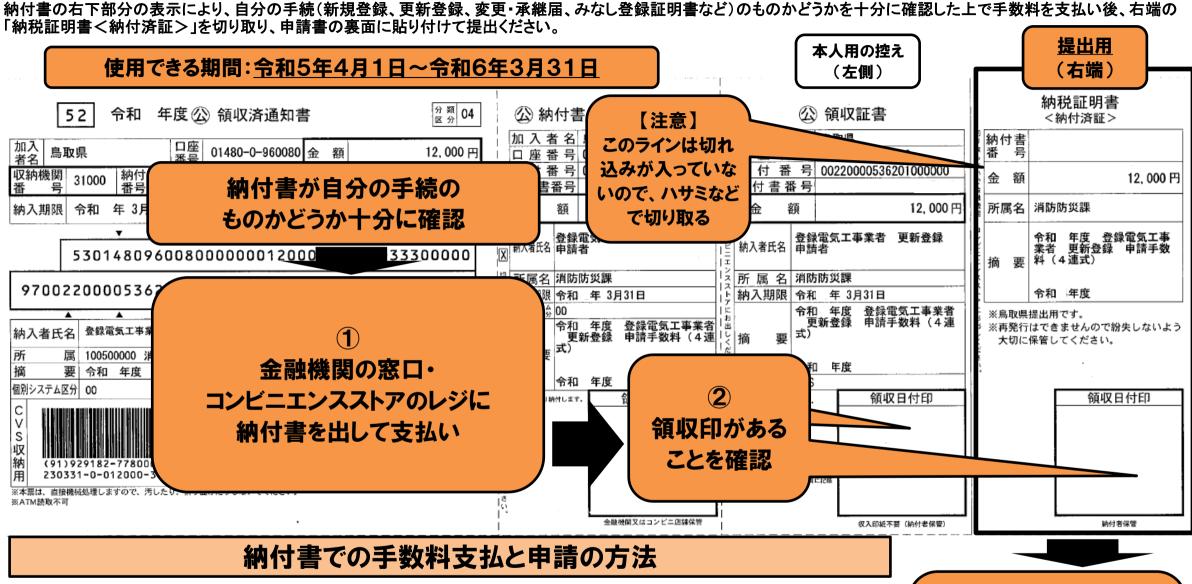
## 【ご注意ください】納付書による電気工事業の許認可関係手数料の支払いについて



- ①納付書が自分の手続のものか十分に確認の上、裏面に記載の<u>金融機関の窓口・コンビニエンスストアのレジ</u>に納付書を提示し、手数料をお支払いください。
- ②受け取った控えの「領収日付印」欄に領収印があることを確認ください。 (領収印がない場合は、窓口・レジの方に領収印を求めてください。領収印がないものは申請用に使用できません。)
- ③右端の<u>「納税証明書<納付済証>」</u>をハサミなどで切り取って申請書の裏面に貼り付け、鳥取県消防防災課 保安担当に提出ください。(誤って左側の「領収証書」を貼り付けた場合、証書はお返しできません。
- ※令和6年4月1日以降は使用できません。紛失、汚損を含め、新しい納付書が必要なときは、裏面をご覧ください。

3

右端の「納税証明書 <納付済証>」を 切り取って申請書・ 届出書に貼り付け

## 電気工事業許認可用の納付書を入手するには

納付書は下記の設置場所で入手ください。(次の場合で新しい納付書が必要なときも同様)

○納付書をなくしたとき ○納付書が汚れたり破れたとき ○納付書の使用期限が過ぎたとき

※遠方にお住まいなどのご事情により<u>県からの郵送を希望する場合</u>

県ホームページ「電気工事業の申請・届出」から<u>「納付書送付依頼書」をダウンロードして所定事項を記入し、県消防防災課にファクシミリ・メール送信</u>ください。【問合せ先】鳥取県消防防災課 電話0857-26-7063

入手先		所在地	電話番号
1	<u>鳥取県電気工事業工業組合</u> <u>鳥取支部</u>	鳥取市田島648 タナカビル1階	(0857) 26-1569
2	<u>鳥取県電気工事業工業組合</u> <u>倉吉支部</u>	倉吉市駄経寺町2丁目60-4	(0858) 23-1436
3	<u>鳥取県電気工事業工業組合</u> <u>米子支部</u>	米子市旗ヶ崎2120	(0859) 22-7014
4	<u>鳥取県消防防災課</u> 保安担当	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎3階	(0857) 26-7063